

風水害等対策編

この編は、水防法（昭和24年法律第193号。以下、本編において「法」という。）第32条に基づき策定しており、風水害、土砂災害、雪害、融雪災害の対策計画について記述したものであるが、風水害等対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

風水害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 風水害対策の実施機関及び責務

機 関 名	各 機 関 の 責 務 及 び 消 防 団 の 担 当 河 川
千 歳 市	水防法第3条の規定に基づき、千歳市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
消 防 団	
千歳第1分団 千歳第2分団	千歳川、ママチ川、祝梅川、勇舞川
東千歳分団	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川
支笏湖分団	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川
泉郷分団	千歳川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チブニー川、オルイカ川、祝梅川
長都分団	千歳川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川
駒里分団	遠浅川、ホカンカニ川
石 狩 振 興 局	1 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮する指導に努めること。 2 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。 (1) 札幌管区気象台が、気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合 (2) 法第16条第1項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長または北海道知事が発表する水防警報を受けた場合
空 知 総 合 振 興 局 札 幌 建 設 管 理 部	1 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 2 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

札幌開発建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 1級河川の直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間（河川法第2条7号区間）の河川の工事、維持又は修繕及び災害応急対策並びに災害復旧 2 河川総合開発事業又は直轄堰堤の維持管理 3 石狩川下流（旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで）の洪水予報（札幌管区气象台と共同）及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令
居住者等の義務	<p>法第24条の規定に基づき、千歳市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。</p>

第3節 風水害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防

第1 河川施設の整備

地震災害対策編第2章第1節「第3 公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第2 水害指定区域の指定・周知

- 1 重要水防箇所及び水門等設置の状況、並びに北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域、また、市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- 2 洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を表わす洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

資料編：水防関係 重要水防箇所一覧 水門等設置状況一覧 北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域 洪水・土砂災害ハザードマップ
--

第3 水防施設

1 水位、雨量観測所

本市の区域内に設置された水位、雨量観測所及び危機管理型水位計は、資料編に掲載のとおりである。

資料編：水防関係 水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧

2 水防センターの整備

千歳川流域では、昭和50年代に3度にわたり浸水、氾濫等により家屋等に深刻な被害をもたらした。

これらに対処する水防活動が被害を軽減させる重要な役割を果たすものであることから、洪水時において円滑かつ効率的な応急活動及び緊急復旧活動を実施する拠点として、国が整備する河川防災ステーション内に水防センターを整備した。

施設名	設置場所	敷地面積	完成日
千歳市水防センター	千歳市駒里2212 (河川防災ステーション内)	50,018.60㎡	平成17年3月31日

第4 災害応急対策用品の備蓄等

本市の災害応急対策用品の備蓄状況は、資料編に掲載のとおりである。なお、本市の備蓄する資器材に不足が生じたときは、必要に応じ協定締結事業者や農業協同組合、民間等から調達する。

資料編 防災備蓄品保有状況一覧
災害協定締結先一覧

第5 警戒避難体制の整備

降雨等による風水害の危険性が高いと判断される危険箇所については、国及び北海道と連携を図り、総合的な治水対策（ハード対策）を実施するとともに、関係機関や住民等への周知、あるいは避難情報の発令対象地域や発令基準の設定、情報の収集及び伝達体制の構築、指定緊急避難場所や指定避難所の準備、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など、風水害から住民の生命や身体等を守るための警戒避難体制等（ソフト対策）を整備する。

この際、より具体的で実効性のある避難情報の発令判断・伝達マニュアルを策定し、関係機関等や住民等に周知し、災害時における被害の軽減に努める。

参考資料（別冊） 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

第6 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力が必要な事項については、資料編に掲載のとおりである。

資料編：水防関係
水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

第2節 風倒木災害の予防

第1 街路樹等の整備

道路、公園等の整備にあたっては、強風による倒木を避けるため、風に強い樹木を植樹するほか、安全を考慮した植樹方法・場所を選定する。

第2 キャンプ場等の管理

気象警報等が発表された場合、風倒木により被害を受けるおそれのあるキャンプ場等は速やかに閉

鎖し、その旨を利用者等に通知する。

第3節 学校等の予防

第1 学校等の休校措置

学校長等は、市域内に気象特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、気象警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、洪水警報及び土砂災害警戒情報等が発表され、特に警戒が必要な場合は、児童及び生徒等の登下校時等の安全を考慮し、教育委員会と調整し学校等の休校措置をとる。

第2 要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内（想定最大規模の浸水想定水深0.5m未満を除く。）の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資料編：浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

2 避難確保計画の作成及び訓練の実施

水防法第15条の2に基づき、上記で名称及び所在地を定めた施設等の所有者または管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成しなければならない。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者については、水防法15条の3に基づき避難確保計画の作成及び訓練を実施しなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。なお、災害応急対策の実施においては、自治会・自主防災組織、建設会社などの水防協力団体、大規模工場等の自衛水防組織、及び河川管理者など地域の力を結集し、地域の安全確保に努めるものとする。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

札幌管区气象台から気象特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、気象警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、洪水警報及び土砂災害警戒情報等が発表され、市域内での災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、又は次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

（1）孤立集落が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

（2）多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

2 災害対策本部の廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「2 災害対策本部の廃止」に準ずる。

3 災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第3章第2節第1「3 災害対策本部設置及び廃止の通知」に準ずる。

4 現地対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「4 現地対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

5 災害対策本部の組織

地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準ずる。

6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第2節第1「6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

7 災害対策本部の運営

地震災害対策編第3章第2節第1「7 災害対策本部の運営」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

地震災害対策編第3章第2節「第2 職員の動員・配備」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

第1 災害警戒本部の設置及び廃止

1 災害警戒本部の設置

札幌管区気象台から気象警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、洪水警報及び土砂災害警戒情報等が発表され、市域内での災害発生が予想されるときは、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換等を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置する。

2 災害対策本部設置への移行

地震災害対策編第3章第3節第1「2 災害対策本部設置への移行」に準ずる。

3 災害警戒本部の廃止

地震災害対策編第3章第3節第1「3 災害警戒本部の廃止」に準ずる。

4 災害警戒本部の組織

地震災害対策編第3章第3節第1「4 災害警戒本部の組織」に準ずる。

5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第3節第1「5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種類と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種別	配備内容	配備時期
注意配備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	<ul style="list-style-type: none"> 札幌管区気象台から気象警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、洪水警報及び土砂災害警戒情報等が発表されたとき。 降雨、降雪及び河川水位等の状況により注意が必要なとき。
警戒配備	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	<ul style="list-style-type: none"> 札幌管区気象台から気象警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）、洪水警報及び土砂災害警戒情報等が発表され、特に水防活動及び警戒が必要なとき。 局地的な浸水及び崖崩れが発生したとき。

2 災害警戒本部配備要員

地震災害対策編第3章第3節第2「2 災害警戒本部配備要員」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

防災と関連のある気象警報等の概要とその発表基準は、次のとおりである。

1 警報等

札幌管区気象台において発表される特別警報、警報、注意報及び情報をいう。

2 概要

区 分	定 義
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報。
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
北海道地方気象情報、石狩・空知・後志地方気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険(うす紫)」が出現し、かつ数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析:解析雨量)したときに発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、竜巻等の発生する可能性が高まっている領域を対象に気象庁が発表する。また、竜巻発生ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は、発表から概ね1時間である。発表後すみやかに防災機関や報道機関に伝達される。

3 特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準(対象地域:石狩南部千歳市)

令和3年6月8日現在

注意報警報等の種類	発 表 基 準
風 雪 注 意 報	平均風速11m/s 雪による視程障害を伴う
暴 風 雪 警 報	平均風速16m/s 雪による視程障害を伴う
暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
強 風 注 意 報	平均風速13m/s

暴風警報	平均風速18m/s
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
大雨注意報	表面雨量指数基準9 土壌雨量指数基準75 (1km四方ごとに設定しているが、千歳市における基準値の最低値を記す)
大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準14
	(土砂災害) 土壌雨量指数基準128 (1km四方ごとに設定しているが、千歳市における基準値の最低値を記す。)
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量：100mm
大雪注意報	平地：12時間降雪の深さ20cm 山間部：12時間降雪の深さ30cm
大雪警報	平地：6時間降雪の深さ30cm あるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部：12時間降雪の深さ50cm
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
濃霧注意報	視程200m
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	最小湿度30% 実効湿度60%
なだれ注意報	24時間降雪の深さ30cm以上、 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
着雪注意報	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
霜注意報	最低気温3℃以下
低温注意報	5月～10月：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い
融雪注意報	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計
洪水注意報	流域雨量指数基準 嶮淵川流域=10.8、長都川流域=6.5、勇舞川流域=7.4 ママチ川流域=17.2、千歳川流域=35.2 指定河川洪水予報による基準 千歳川[西越・裏の沢]
洪水警報	流域雨量指数基準 嶮淵川流域=13.6、長都川流域=8.2、勇舞川流域=9.3 ママチ川流域=21.5、千歳川流域=44.1 指定河川洪水予報による基準 千歳川[西越・裏の沢]

4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類と、対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	概要
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。

5 指定河川洪水予報

指定河川の洪水予報は、札幌管区气象台と北海道開発局札幌開発建設部が共同で発表する。

(1) 札幌管区气象台・北海道開発局札幌開発建設部発表の指定河川洪水予報

千歳川洪水予報

(2) 発表する情報の種類、発表基準

区分	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報〔洪水〕)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報〔洪水〕)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報〔洪水〕)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報〔洪水〕)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生又は継続しているとき

6 水防警報

水防警報は、北海道開発局札幌開発建設部又は北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する。

（1）水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
警戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

7 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道を經由して本市に通報される。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

発表官署	地 域 名	通 報 基 準
札幌管区气象台	石 狩 地 方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が 13m/s以上と予想される場合。ただし、平均風速が基準以上であっても雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。 札幌管区气象台の観測値は15m/sを目安とする。

8 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令できる。

火災警報の発令基準は、次のとおりである。ただし、次の気象条件であっても発令しないときがある。

火 災 警 報	<ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度が60パーセント以下の場合であって、最小湿度が30パーセント以下であるとき ・実効湿度が68%以下にして、最小湿度が43%以下となり、最大風速9 m/s以上のとき ・平均風速が毎秒13メートル以上となることが予想されるとき。
---------	---

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地 区	河 川	巡 視 担当課等	巡 視 責 任 者	監視員の数
市街地等	千歳川、ママチ川、勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チブニー川、オルイカ川、祝梅川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、ホカンカニ川、美々川	建設部	道路管理課長	10人
東千歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川	建設部	道路管理課長 (東部支所長)	(1)
支笏湖	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンベ川、フレナイ川、ニナル川	建設部	道路管理課長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) 溜池等については(1)から(6)までのほか、次の事項について注意する。

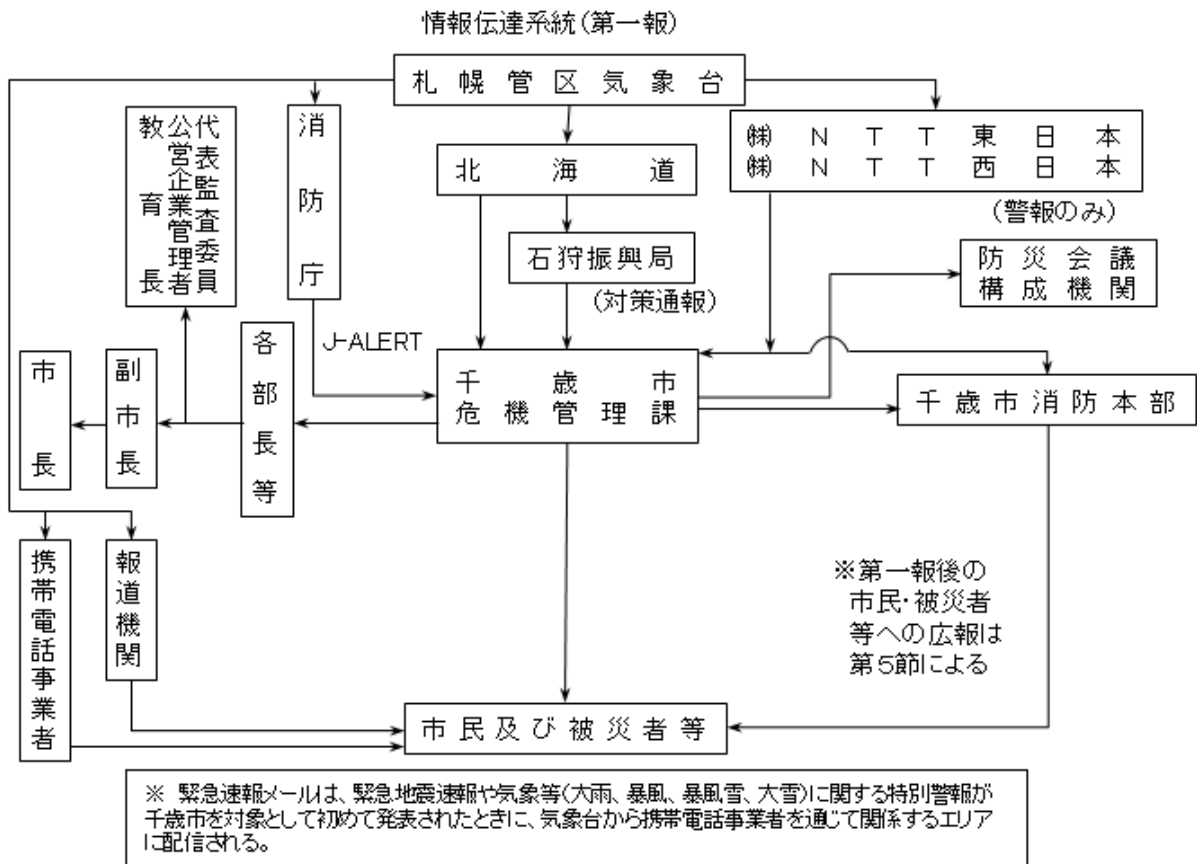
- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状態
- ウ 流入水並びに浮遊物の状況
- エ 余水吐及び放水路付近の状況
- オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
- カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

1 気象情報の伝達

(1) 気象情報の伝達

気象情報の伝達は、下記の「気象情報伝達系統図」により行う。



(2) 関係機関への連絡

危機管理課長は、気象情報の伝達を受けたときは、次の「気象情報伝達系統図」により、教育長、公営企業管理者、代表監査委員、関係部長、及び関係機関等に連絡しなければならない。

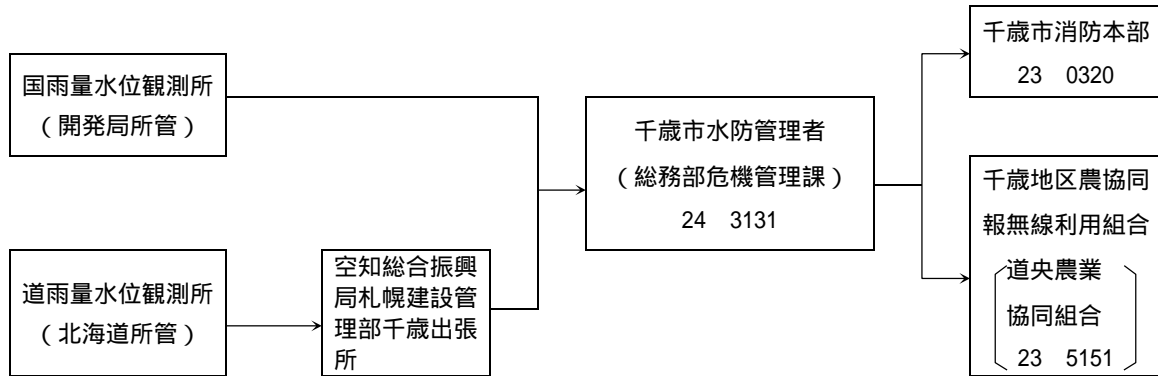
ただし、状況により連絡の必要がないと判断されるときは、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

2 雨量水位観測及びダム情報等の通信系統

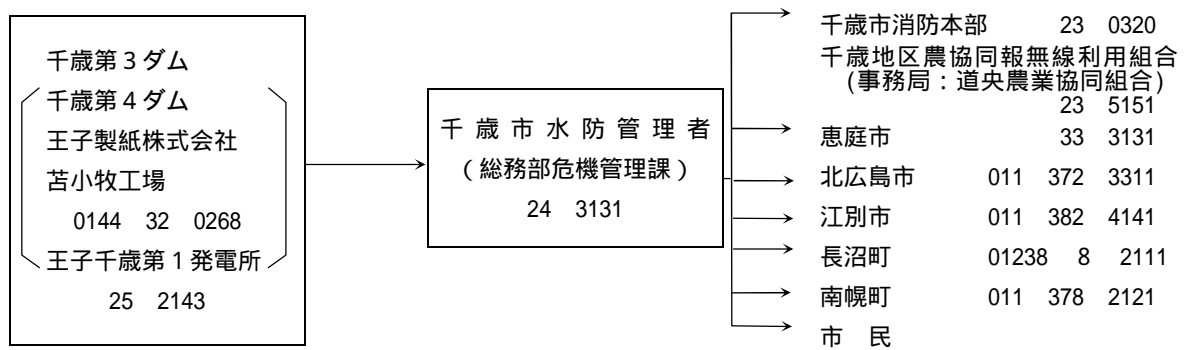
(1) 通信系統

雨量水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

ア 雨量水位観測通報系統図



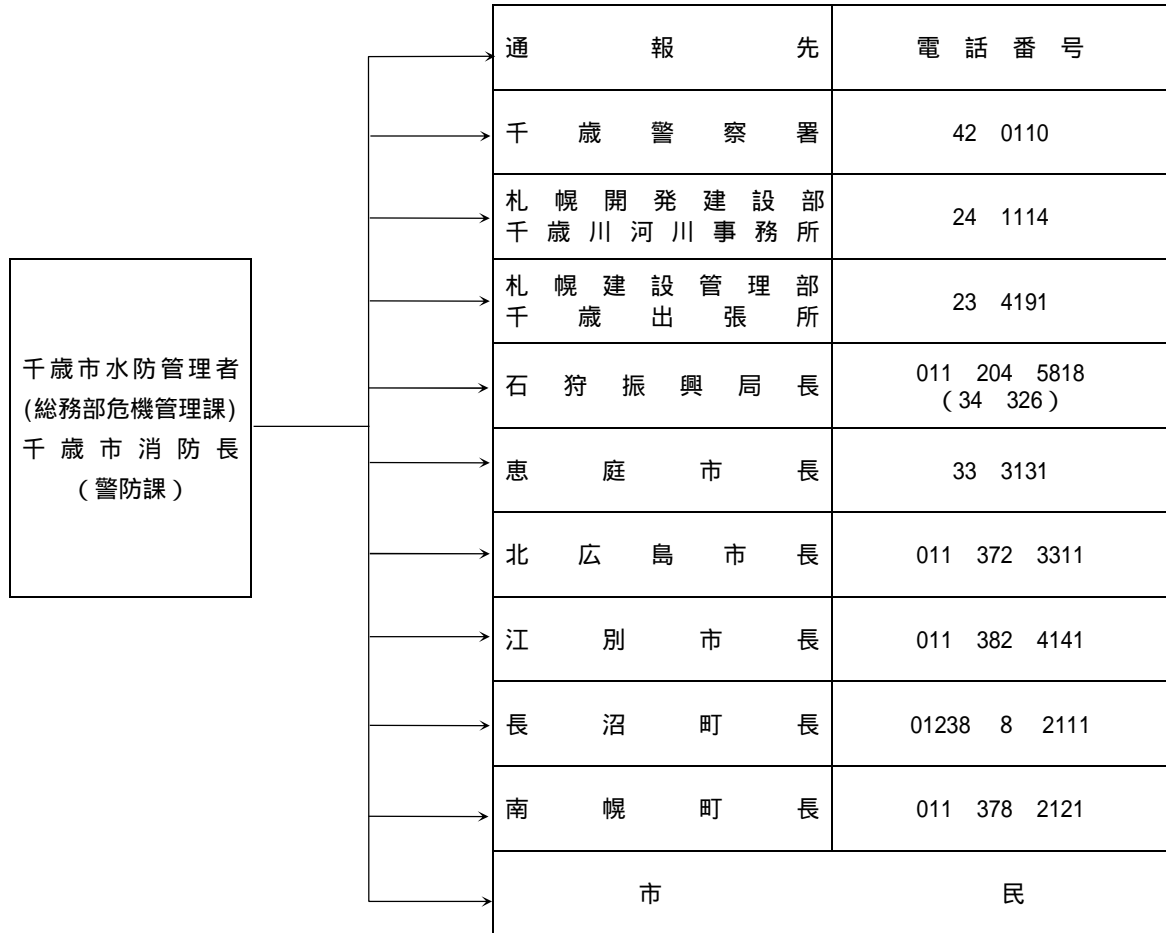
イ ダム情報系統図



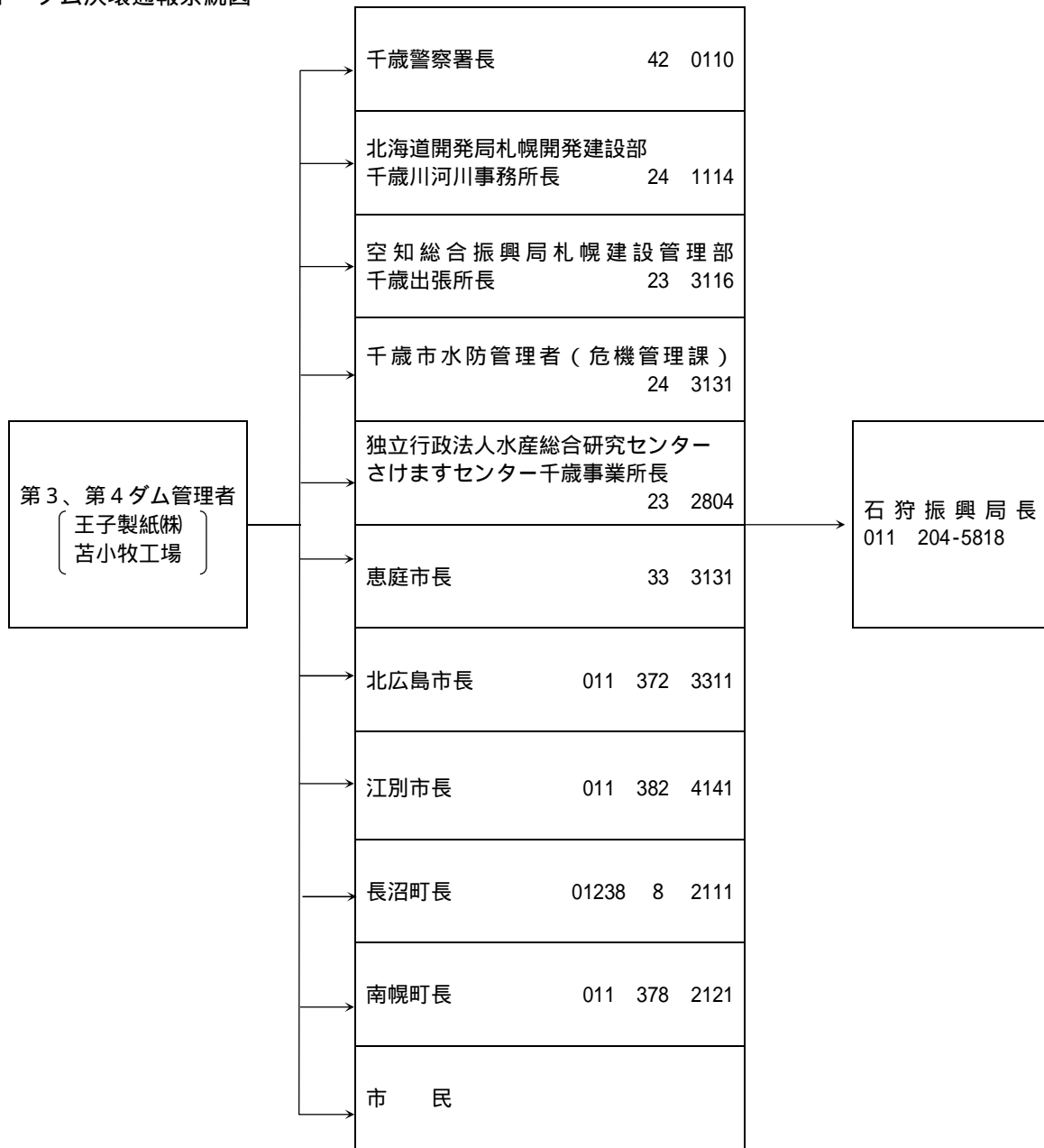
（2）決壊通報

水防に関し、堤防等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防長又はダム管理者は、直ちに次により通報する。

ア 堤防等の決壊通報系統図

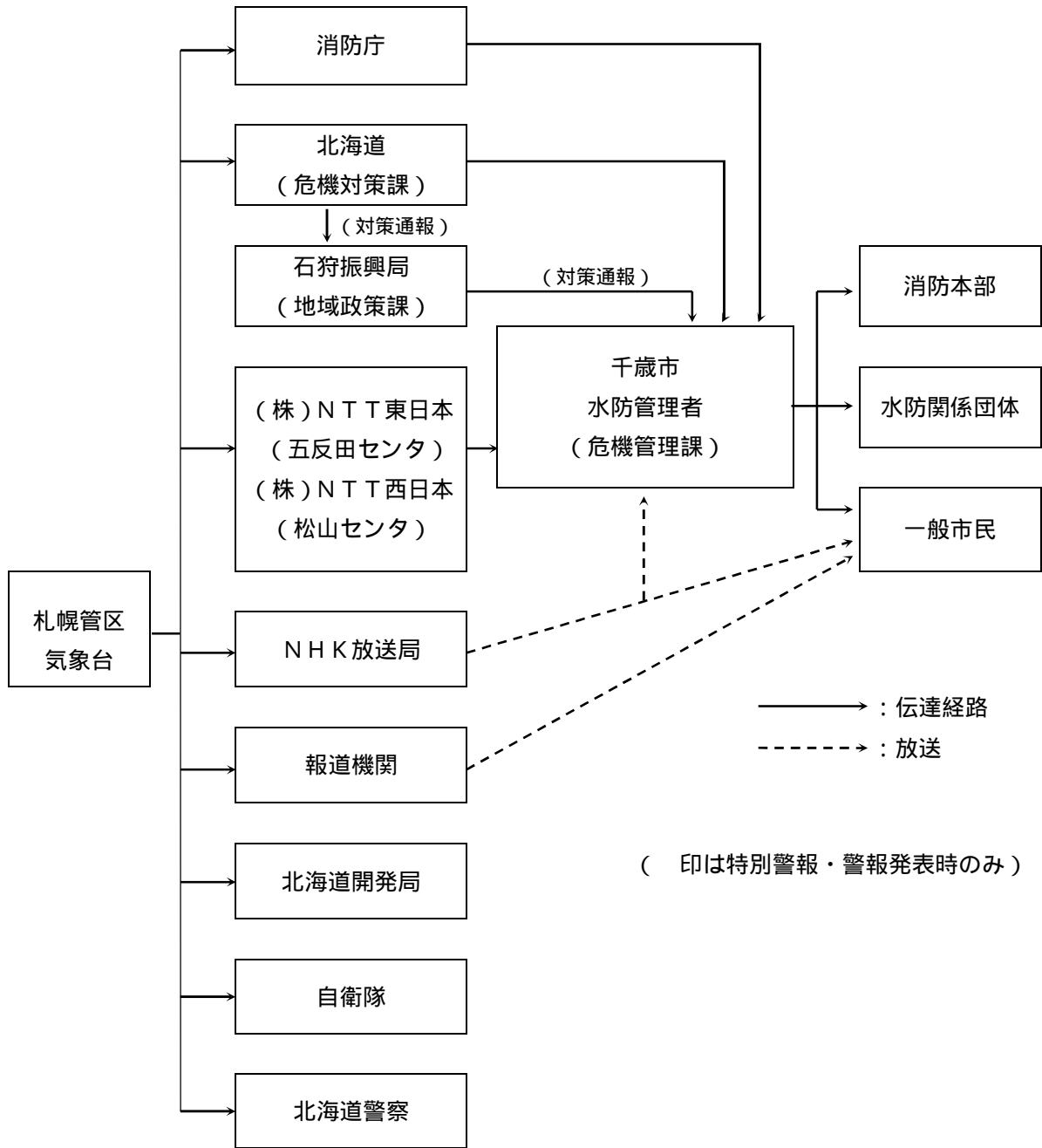


イ ダム決壊通報系統図



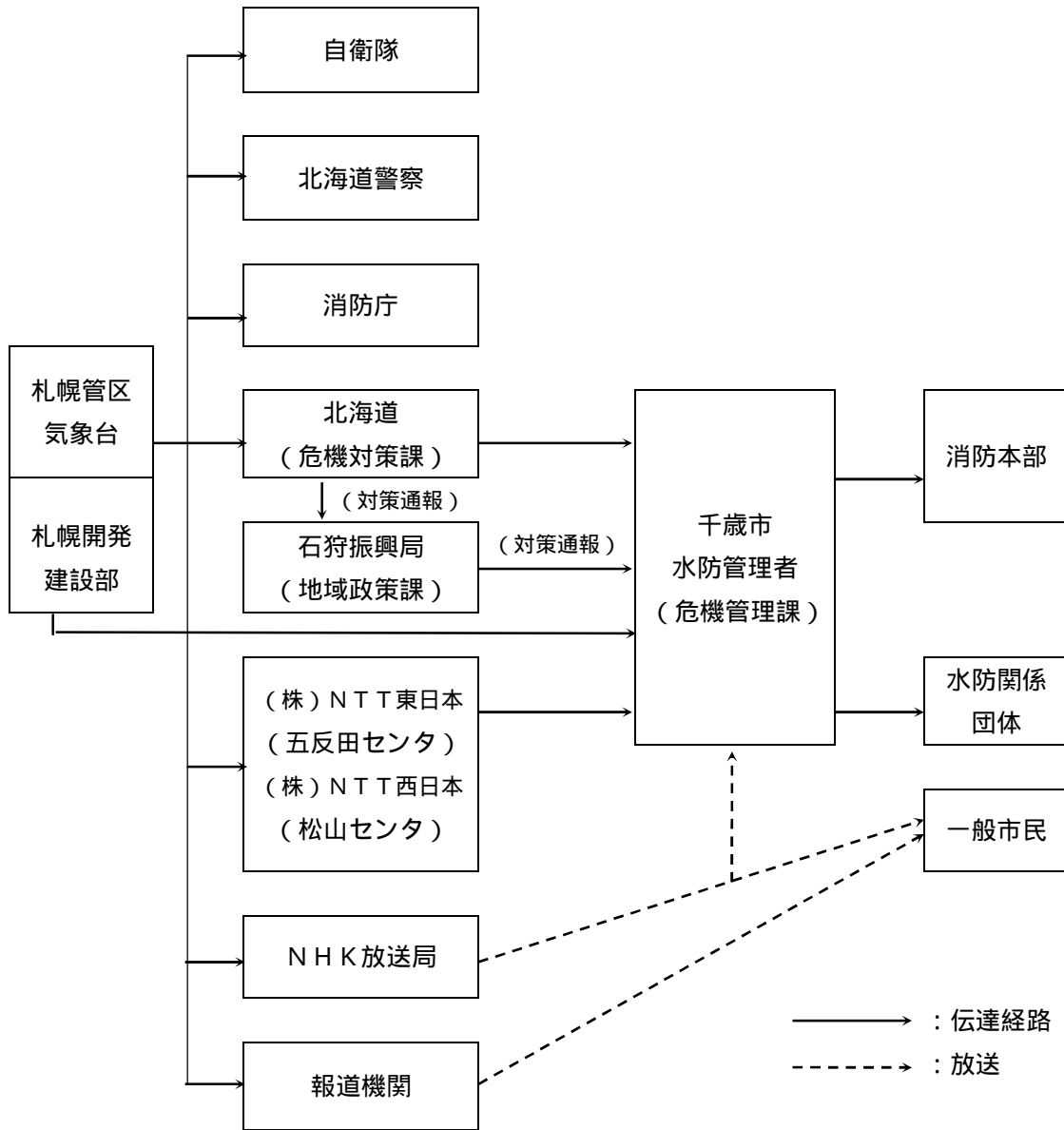
3 水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達

水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達系統図は、次のとおりである。



4 洪水予報の伝達

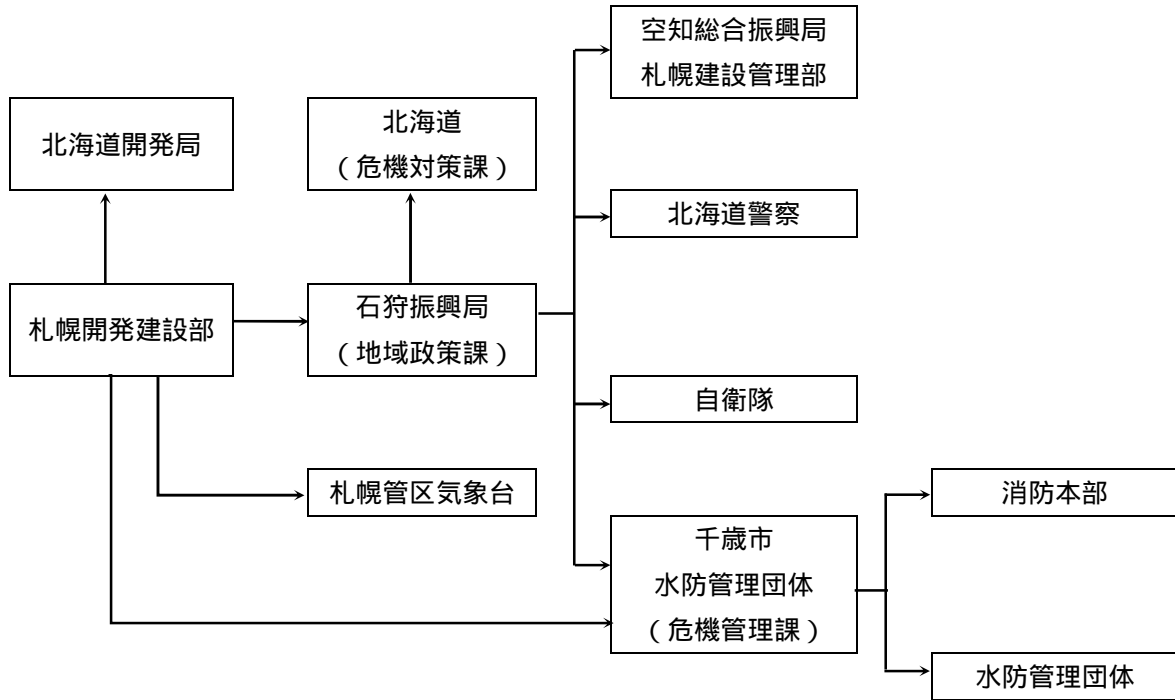
札幌管区気象台と北海道開発局札幌開発建設部が共同して行う洪水予報の伝達系統図は、次のとおりである。



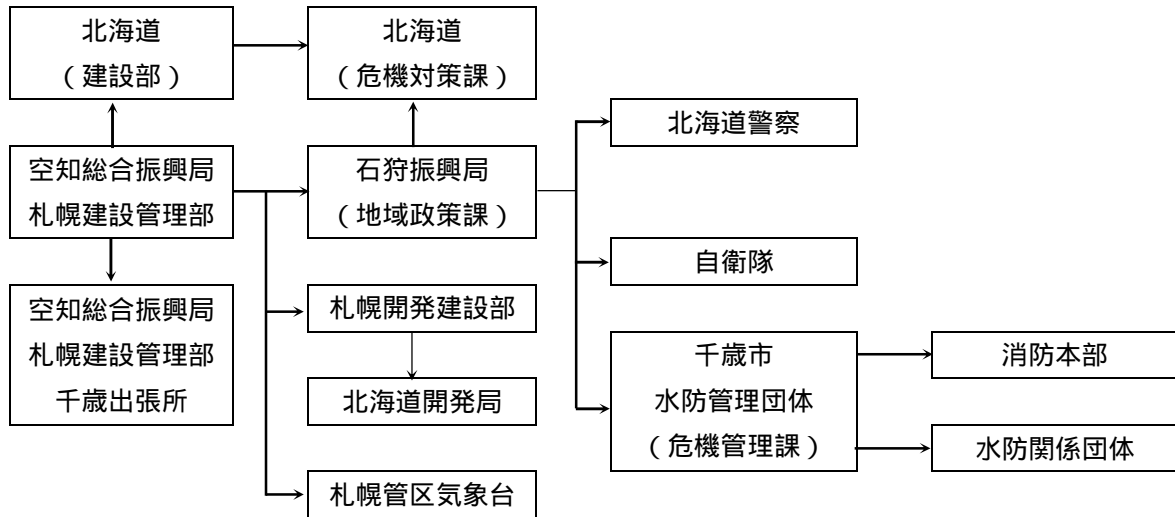
(印は警報発表時のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)

5 水防警報の伝達

(1) 北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。



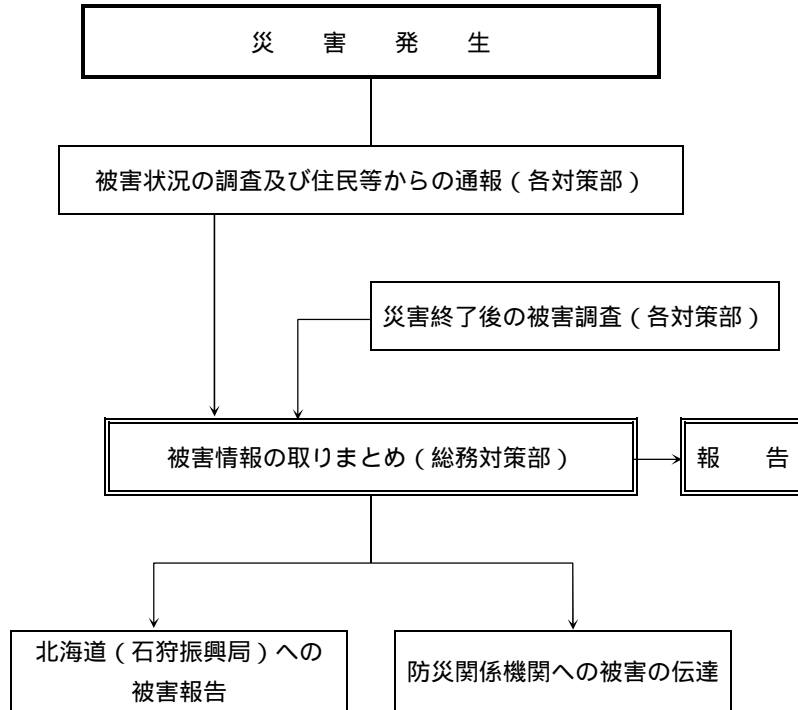
(2) 北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。



第5節 被害情報の収集・伝達

第1 被害情報の収集・伝達・報告

1 被害情報の流れ



2 被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時 期	災 害 発 生 直 後	災 害 発 生 3 日 以 降
種 類	災害、被害の状況、特に生命に関する情報 交通、道路情報 避難、避難場所関連情報 医療関連情報 ライフライン情報 職員の動員情報 救援物資情報	住宅関連情報 罹災・被災証明、義援金情報 倒壊・浸水家屋関連情報 各種貸付、融資制度情報 各種減免措置情報 見舞金等支給情報 各種相談窓口情報 教育関連情報

3 北海道（石狩振興局）への報告

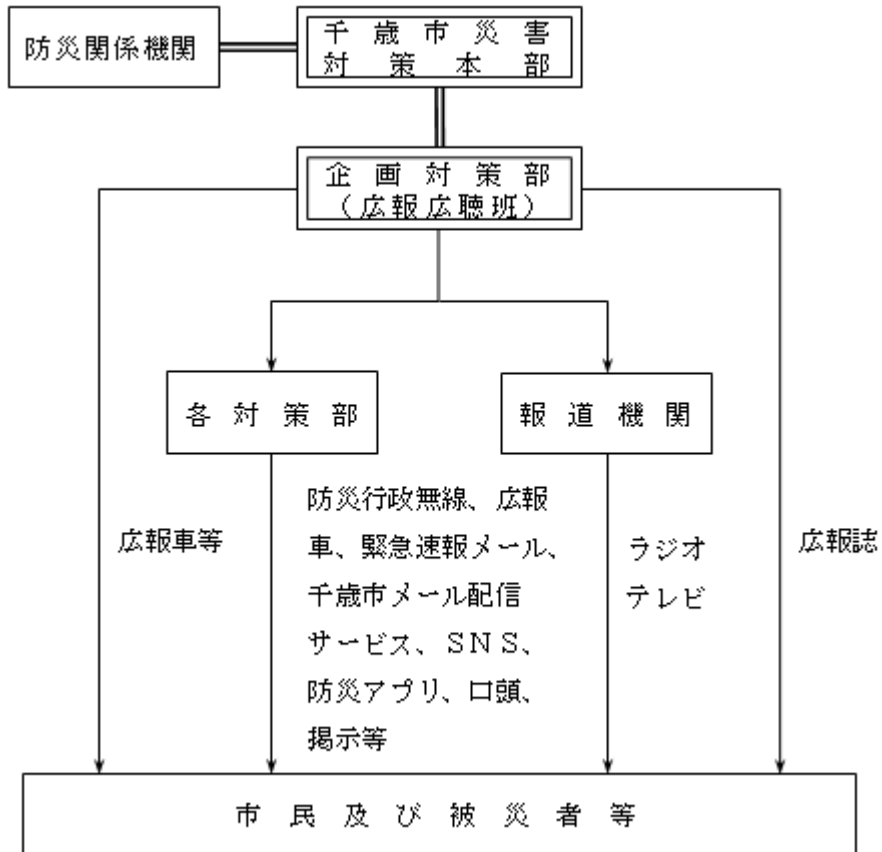
地震災害対策編第3章第4節第4「3 北海道（石狩振興局）への報告」に準ずる。

第2 被害調査担任

地震災害対策編第3章第4節第1 災害情報の収集・伝達の表中、「被害状況調査報告」欄に準ずる。

第6節 災害広報

第1 市民・被災者等に対する広報の流れ



第2 広報担任

部 名	広 報 要 領
総務対策部	防災無線（サイレンを含む。）及び広報車、緊急速報メール等による広報
企画対策部	報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報 広報紙等による広報 避難所の掲示及び口頭による広報
その他の対策部	広報車等による広報 現地での口頭による広報

第7節 応援要請

風水害等災害により、大規模な被害を受け、市独自で対応できない場合は、自衛隊、北海道、他市町村及び各種団体等の応援を受け災害対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第6節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合は、市民を切迫した危険な状態から安全な場所に避難させるために円滑かつ適切な避難体制を整備する。避難体制の整備にあたっては、国や北海道など防災関係機関等の協力及び助言を積極的に求めることとする。

なお、避難対象区域及び異常な現象の種類に応じた避難先(指定緊急避難場所・指定避難所)等については、資料編「防災施設・設備等」によるほか、災害等の状況を勘案し、その都度示すこととする。

第2 避難情報

1 避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雨や洪水等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、避難所等へ避難することでかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

2 市は、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等が求める行動と、当該行動を居住者に促す情報を関連付けた「警戒レベル」を付した避難情報を次のとおり発令する。

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保 ¹ ）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれのある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、「緊急安全確保」 ² する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

1 「屋内安全確保」を行うための条件として、自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと 自宅・施設等に浸水しない居室があること 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障（水、食糧の確保困難・電気等のライフラインの断絶）を許容できることを満たす必要がある

2 「緊急安全確保」とは、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること

第3 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」による。

種 別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・大雨特別警報（浸水害） <p style="text-align: right;">} 警戒レベル 3～5相当情報</p>
前兆現象等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で浸水、増水、床上浸水の発生 ・河川に異常な流木等の流れ込み ・排水ポンプ等の破損
水位による危険度 今後の雨量（水位）予測	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位 ・氾濫注意水位 ・避難判断水位 ・氾濫危険水位 <p style="text-align: right;">} * 各段階において今後の雨量 及び水位の変化を予測</p>
内水氾濫の兆候	<ul style="list-style-type: none"> ・河川で逆流が発生 ・排水路等のつまり、破損 ・地盤の低い地域の浸水

参考資料（別冊） 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

なお、避難指示の発令者及び要件等は次のとおりとし、避難指示の内容には、「避難対象地域」、「避難先」、「避難経路」、「避難理由」、「その他注意事項」を含めるものとする。

発令者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長） 「指示」	生命に危険を及ぼし、被害の拡大が認められるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた吏員 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第30条 地すべり等防止法第25条

警察官 「指示」	市長からの要請、あるいは市長が指示することができないと認められる場合 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるとき 特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 大規模地震対策特別措置法第25条 警察官職務執行法第4条
自衛官 「指示」	災害派遣を命じられた部隊の自衛官で、警察官がその場にいないときに、危険な事態が生じた場合	自衛隊法第94条

第4 避難情報の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域等の条件を考慮し、いずれかの方法により行うものとし、迅速かつ伝達の徹底を期するため、努めて特徴を踏まえた2以上の伝達方法を併用する。

なお、防災行政無線について、被災により本庁舎に設置している親局から無線放送ができない場合は、消防本部に設置している遠隔制御局から無線放送を行う。

また、土砂災害の危険のある土砂災害危険区域や道路の閉鎖による孤立等の可能性がある支笏湖地区住民に対しては、より確実に情報伝達ができるよう防災行政無線の戸別受信機を配備する。

区 分	伝 達 方 法
防災行政無線による伝達	(1) 防災行政無線を使用時のサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号による伝達 (3) 防災行政無線を使用時の広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車、警察の広報車を使用時の巡回伝達 (2) 放送事業者（ラジオ、テレビ放送等）及びインターネットによる伝達 (3) 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリによる伝達 (4) 災害情報共有システム（Lアラート）による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、避難誘導班を編成し戸別訪問による伝達

第9節 風水防活動

第1 風水防活動

風水害等災害が発生した場合、消防対策部を主管とし、人命救助及び被害の拡大防止を優先した初期対応を実施する。事後、被害の程度により各対策部をもって増援するほか、市独自で対応できない場合は、防災関係機関等の応援により風水防活動を実施する。

第2 救急・救助活動

1 救出・救助

風水害等災害により、行方不明者、要救助者が発生した場合、消防対策部において救急・救助活動を実施する。市独自で対応できない場合は、自衛隊及び警察署等に応援を要請し、救出・救助活動を実施する。

2 医療機関への負傷者の搬送

救助された負傷者は、消防対策部の救急車等により市民病院等の医療機関に搬送する。また、重傷者を市外の医療機関へ搬送する場合は、必要により自衛隊及び北海道のヘリコプター等を要請する。

細部は、地震災害対策編第3章第8節「消防活動」及び第15節「行方不明者の捜索」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等災害により負傷者が発生した場合は、被災現場から直接医療機関へ搬送することを基本とするが、同時に多数の負傷者等が発生したことにより、被災現場に救護所を設置してトリアージ等を行うことが必要と判断した場合は、医療対策部が主管となり実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第9節「応急医療と救護」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等災害により、家屋の倒壊、浸水等が発生した場合は、危険を回避するため警戒区域を設定するとともに、保健福祉対策部及び企画対策部が主管となり、指定避難所の開設及び誘導を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第10節「避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等災害により、道路、橋の被害及び停電による交通信号の停止等が発生した場合は、危険及び混乱を回避するため、警察及び道路管理者等と調整し建設対策部が主管となり、交通規制を実施するほか、必要に応じ緊急輸送路を確保する。

細部は、地震災害対策編第3章第11節「交通対策と緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等災害により、ライフラインや流通機構の機能が麻痺、低下した場合は、被災者の生活救援を実施するため、総務、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、食料、生活必需品、飲料水等の供給を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第12節「生活救援」及び第13節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、被災者救済のため、北海道及び協力団体等と調整し、企画、建設、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等災害により、住宅浸水等が発生した場合は、感染症等の発生、河川・地下水の汚染等を予防するため、北海道（保健所）、協力団体等と調整し、市民環境、保健福祉、公営企業対策部が主管となり、食中毒・感染症の予防、し尿対策、ゴミ等の収集及び水質検査等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第17節「保健衛生・防疫対策」及び第18節「環境対策」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、要配慮者のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、要配慮者の支援、ケア対策等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第19節「要配慮者の対応」に準ずる。

資料編 ○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、被災者の救援及び応急対策等のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、ボランティア活動対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第20節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、児童・生徒等の安全確保及び教育活動の早期再開のため、市民環境、教育対策部が主管となり、教育対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第21節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、営農者等救援のため、産業振興対策部が主管となり、農林漁業対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第22節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

市民生活安定のための支援施策として、被災者の生活確保、農林漁業対策、中小企業対策及び義援金の受入・配分等を実施する。

細部は、地震災害対策編第4章第2節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

災害復旧事業の推進施策は、激震災害法による災害復旧事業及びその他の法律による災害復旧事業により実施する。

細部は、地震災害対策編第4章第4節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

